

一般社団法人山梨県作業療法士会 査読者について

1 査読者選定・登録基準

- 1) 一般社団法人山梨県作業療法士会員であること
- 2) 以下の条件のいずれかに該当する者
 - ① 作業療法士資格取得から15年経過している者
 - ② 一般社団法人山梨県作業療法士会（以下 県士会）学術大会等での講師・座長経験をしている者
 - ③ 専門作業療法士もしくは、認定作業療法士の資格を有している者
 - ④ 県士会理事会で推薦・承認した者（推薦査読者）

2 査読者の役割と責任

- 1) 査読者は、任期中に依頼を受けた県士会が企画・運営、関連する学術大会等の演題抄録を査読する。

3 査読者の任期と公示

- 1) 査読者の任期は2年とし、再任は妨げない。
- 2) 登録された査読者は学術誌・抄録等に記載される。

4 注意事項

登録演題数と査読者数により、査読者登録をされていても実際に査読を依頼しない場合がある。

5 個人情報の収集・利用目的、取り扱いについて

県士会は登録された個人情報について、県士会で企画・運営、関連されるもの以外の目的で利用しない。また、個人情報は個人情報保護法に従い適正に取扱い、管理する。

以上